

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	改葬の許可	
根 拠 法 令	墓地、埋葬等に関する法律	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5206)	
審 査 基 準	基 準	1 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 (1) 第2条 改葬許可申請書 (2) 第3条 無縁墓地の改葬許可申請書
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日 (無縁墓地の改葬許可の場合は7日 (休日を含む))
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)